

パブリックコメント手続制度に基づき 市民の皆さんからの意見を募集します

パブリックコメント手続とは、市の基本的な政策の策定などにあたり、政策の趣旨、内容などを公表するとともに、市民からの意見の提出を受け、その意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいいます。今回は、次の計画案への意見を市民の皆さんから募集します。

刈谷市水道事業経営戦略（令和6年度改定）（案）

ID 1018996

水道施設の経年化・耐震化対策に必要な投資需要の増大、市民の節水意識の向上や節水型機器の普及などによる配水量の減少などの課題を踏まえ、将来にわたり健全な水道事業経営を持続していくための経営の基本方針を示すものです。

問 水道課（☎62-1028、FAX23-2087、✉suidou@city.kariya.lg.jp）



刈谷市下水道事業経営戦略（令和6年度改定）（案）

ID 1019034

生活環境の改善や公共用水域の水質保全、浸水被害の防除の役割を担う重要なライフラインである下水道において、現在の下水道事業が抱えている施設の老朽化への対応などの課題を踏まえ、下水道事業を将来にわたり安定的に運営していくための経営の基本方針を示すものです。

問 下水道課（☎62-1029、FAX23-2087、✉gesuidou@city.kariya.lg.jp）



共通

◆意見を提出できる人

市内在住の人、市内に勤または在学の人、市内に事務所または事業所を有する人、各計画に利害関係を有する人

◆計画案の閲覧場所

市HP、市役所情報コーナー、各担当課、市民交流センター、各市民センター、各生涯学習センター、総合文化センター、各図書館、生きがいセンター、高齢者福祉センターひまわり、一ツ木福祉センター

◆意見提出

11月15日（金）から12月16日（月）までに、計画名、住所、勤務先または学校名（市外の人のみ）、氏名（フリガナ）、連絡先、意見（様式自由）を郵送（〒448-8501 刈谷市役所）、FAX、メールまたは直接、各担当課へ（電話・口頭は除く）。

※QRでも提出可

※賛否の結論だけでは市の考えを示すことができませんので、意見は具体的に記載してください。

◆意見への対応

各計画改定に向けての参考とします。また、提出された意見の概要およびその意見に対する市の考え方を取りまとめて公表します。

※個別の回答は行うことができませんのでご了承ください。

市営住宅入居者募集

問 建築課（☎62-1021） ID 1013909

入居予定日 1月15日（水）

申 11月15日（金）から29日（金）の平日8時30分から17時15分までに、申込用紙（建築課、市役所総合受付、各市民センターで配布）を直接、建築課へ。

※QRでも申込可 ※申込多数の場合は抽選し、結果は12月2日以降に当選者にのみ連絡します。



住宅名	室番号	住所	完成年度	階数・間取り	浴槽 ^{ほか}	家賃（円）	駐車場	備考
新上納	A301	野田町新上納30-1	H6	3階建3階・3DK	有	26,400～39,300	有	3人以上世帯のみ
	D203		H5	3階建2階・2DK		17,400～25,900		
恩田東	B103	恩田町2-157-1	S60	4階建1階・3DK	無*	22,300～33,200		单身者申込不可
	B402			4階建4階・3DK				
恩田西	B307	恩田町2-153-2	S56	4階建3階・3DK		19,800～29,600		
	B401			4階建4階・3DK				
後田	B201	築地町3-11-2	S54	4階建2階・3DK		18,900～28,200		单身者申込不可
	A401		S53	4階建4階・3DK		18,600～27,800		

* 浴槽、風呂釜、換気扇（台所）は自己負担で設置可